

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 通勤手当について

(ア) 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離の区分に応じて次のとおりとすること。

片道 16 キロメートル以上 18 キロメートル未満	11,900 円
片道 18 キロメートル以上 20 キロメートル未満	13,200 円
片道 20 キロメートル以上 22 キロメートル未満	14,500 円
片道 22 キロメートル以上 24 キロメートル未満	15,800 円
片道 24 キロメートル以上 26 キロメートル未満	17,100 円

片道 26 キロメートル以上 28 キロメートル未満	18,400 円
片道 28 キロメートル以上 30 キロメートル未満	19,700 円
片道 30 キロメートル以上 32 キロメートル未満	21,000 円
片道 32 キロメートル以上 34 キロメートル未満	22,300 円
片道 34 キロメートル以上 36 キロメートル未満	23,600 円
片道 36 キロメートル以上 38 キロメートル未満	24,900 円
片道 38 キロメートル以上 40 キロメートル未満	26,300 円
片道 40 キロメートル以上 42 キロメートル未満	27,700 円
片道 42 キロメートル以上 44 キロメートル未満	29,100 円
片道 44 キロメートル以上 46 キロメートル未満	30,500 円
片道 46 キロメートル以上 48 キロメートル未満	31,900 円
片道 48 キロメートル以上 50 キロメートル未満	33,300 円
片道 50 キロメートル以上 52 キロメートル未満	34,700 円
片道 52 キロメートル以上 54 キロメートル未満	36,000 円
片道 54 キロメートル以上 56 キロメートル未満	37,300 円
片道 56 キロメートル以上 58 キロメートル未満	38,600 円
片道 58 キロメートル以上 60 キロメートル未満	39,900 円
片道 60 キロメートル以上 62 キロメートル未満	41,200 円
片道 62 キロメートル以上 64 キロメートル未満	42,400 円
片道 64 キロメートル以上 66 キロメートル未満	43,600 円
片道 66 キロメートル以上 68 キロメートル未満	44,800 円
片道 68 キロメートル以上 70 キロメートル未満	46,000 円
片道 70 キロメートル以上	47,200 円

(イ) 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、62,700 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

ウ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、33,750 円、11,550 円）とすること。

エ 特地勤務手当に準ずる手当等について

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

また、へき地手当に準ずる手当についても同様の措置を講ずること。

オ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 7 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分とすること。

(イ) 令和 8 年度以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7125 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5125 月分）とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.675 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

イ 令和 8 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のオの (ア)、2 の (2) のア及び 3 の (2) のアについては、令和 7 年 12 月 1 日から、1 の (1) の別記第 1 教育職給料表 (二) の備考 (二) 及び教育職給料表 (三) の備考 (二) については、令和 8 年 1 月 1 日から、1 の (2) のイの (イ) 及びオの (イ)、2 の (2) のイ並びに 3 の (2) のイについては、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 特勤勤務手当に準ずる手当等の支給に関する経過措置

1 の (2) のエの改定に伴い、特勤勤務手当に準ずる手当等の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。